

(制度名： 地方貨物自動車運送適正化事業)

(自動車交通局貨物課)

1. 制度の概要

国土交通大臣が定める区域に一を限って指定した地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が、以下の事業を実施する。

- ・ 輸送の安全を阻害する行為の防止その他貨物自動車運送事業法又はこの法律に基づく命令の遵守に関し一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）に対する指導を行うこと。
- ・ 貨物自動車運送事業者（特定第二種貨物利用運送事業者を含む。）以外の者の貨物自動車運送事業を営む行為の防止を図るための啓発活動を行うこと。
- ・ 貨物自動車運送に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。
- ・ 貨物自動車運送事業に関する貨物自動車運送事業者又は荷主からの苦情を処理すること。
- ・ 輸送の安全を確保するために行う貨物自動車運送事業者への通知その他国土交通大臣が貨物自動車運送事業法及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行のためにする措置に対して協力すること。

2. 指定、登録等の基準

○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）

（地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定等）

第三十八条 国土交通大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、運輸監理部及び運輸支局の管轄区域を勘案して国土交通大臣が定める区域（以下この章において単に「区域」という。）に一を限って、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）として指定することができる。

2 （略）

（事業）

第三十九条 地方実施機関は、その区域において、次に掲げる事業（以下「地方適正化事業」という。）を行うものとする。

- 一 輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関し一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）に対する指導を行うこと。
- 二 貨物自動車運送事業者（特定第二種貨物利用運送事業者を含む。）以外の者の貨物自動車運送事業を営む行為の防止を図るための啓発活動を行うこと。
- 三 前号に掲げるもののほか、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。
- 四 貨物自動車運送事業に関する貨物自動車運送事業者又は荷主からの苦情を処理すること。
- 五 輸送の安全を確保するために行う貨物自動車運送事業者への通知その他国土交通大臣がこの法律及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行のためにする措置に対して協力すること。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
(社)東京都トラック協会（他 46 地方トラック協会）	平成 2 年 12 月	東京都新宿区四谷 3-1-8 03-3359-4138	2. の基準を満たすと判断されるため。

※地方貨物自動車運送適正化事業実施機関一覧

http://www.jta.or.jp/tekiseika/teki_gaiyo/tekiseika_gaiyo.pdf

<http://www.jta.or.jp/association/todou.html>

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

特になし。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成 20 年 9 月 1 日現在）

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めるこ

ととする。

7. 政策評価

平成23年度末までに実施予定。